

第16章 中小企業に対する融資等

第1節 環境保全資金融資制度等

中小企業者が環境問題に積極的に取り組むための支援策として、公害防止施設の設置、工場等の緑化及びISO14000シリーズの認証取得・更新や工場の適地への移転などに必要な資金調達を円滑化するため、低利での融資あっせん制度を設けている。(表 - 165)

表 - 165 環境保全関連融資制度の概要(平成22年度)

制度名 条件	環境保全資金融資	工場移転資金融資
融資対象者	市内に工場、事業所等を有する中小企業者	
融資対象 資金	公害防止施設を設置するための設備資金 工場立地法又は兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、工場等の緑化を行うための設備資金 ISO14000 シリーズの認証取得又は更新のための資金 (設備の設置は尼崎市内在ること。)	工場移転に要する運転及び設備資金 (住居系地域内の工場や公害を発生する工場、企業活動の充実を図ろうとする工場等が、市内の工場適地へ移転する場合など。)
融資金額	1企業 2,000万円以内 1組合 3,000万円以内	1企業 3,000万円以内
融資利率	年 1.80%	
融資期間	運転 60か月以内(内据置期間6か月以内) 設備 84か月以内(内据置期間12か月以内)	84か月以内(内据置期間12か月以内)
返済方法	元金均等月賦返済	
連帯保証人	信用保証協会等の定めるところによる。	
担保	必要に応じて徴求	
信用保証	原則として必要	

第2節 工場の適正配置

公害防止対策としては、個々の発生源対策はもちろんであるが、抜本的な対策としては、住工の分離を図っていくことである。

本市においては、土地利用の適正化の一つとして、当時の公害防止事業団事業等を利用して工場の協業化、共同化及び集団化を促進することにより、生活環境、生産環境の改善を図ってきた。(表 - 166)

表 - 166 工場の適正配置事業の概要

団地名	所在地	建設主体	団地規模		立地企業数	完成年月
			総面積	工場用地		
尼崎鉄工団地	東海岸町1番地の63	公害防止事業団及び 中小企業振興事業団	m ² 60,510	m ² 51,268	社 23	昭和 44. 8
尼崎金属工業団地	東海岸町20番地	中小企業振興事業団	28,381	28,381	8	44.12
尼崎油脂団地	東海岸町1番地の5	公害防止事業団	18,811	17,042	9	44. 3
協同組合阪神精密工業センター	田能6丁目11-20	中小企業振興事業団	4,127	4,127	5	47.11
協同組合阪神廃酸処理センター	大高洲町4番地の2	中小企業振興事業団	3,305	3,305	22	47. 9
尼崎武庫川工業団地	平左衛門町18番地の 23	公害防止事業団及び 中小企業振興事業団	38,981	26,981	22	50. 6
尼崎田能工業団地	田能6丁目12-20	公害防止事業団及び 中小企業振興事業団	13,013	11,673	10	52. 8
東初島工場団地	東初島町2番地の3	尼崎市土地開発公社	29,726	27,159	22	54.10
北初島工場団地	北初島町16番地の2	尼崎市土地開発公社	18,635	17,855	10	56. 8
西高洲工場団地	西高洲町16番地	尼崎市土地開発公社	7,235	6,318	5	59. 9
次屋中小企業共同工場	次屋3丁目68番地	尼崎市	2,000	930	8	60. 4
尼崎テクノ工業団地	西長洲町2丁目5-7	尼崎市（公害防止 事業団）	10,471	9,078	10	62.11
尾浜中小企業共同工場	尾浜町1丁目8-30	尼崎市	969	969	8	平成 1. 3
尼崎コスモ工業団地	南初島町10番地	尼崎市（公害防止 事業団）	23,169	19,868	24	(1次) 3. 5 (2次) 4. 4

備考 数値等は完成時のもの